

第94号議案

品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

品川区長 濱 野 健

品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年品川区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「および12月」を削り、「100分の170」の次に「、12月に支給する場合には100分の166」を加える。

第2条 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「に支給する場合には100分の170、12月」を「および12月」に、「100分の166」を「100分の168」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

（説明）教育長の期末手当に係る支給月数を改める必要がある。